

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成28年2月9日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 競争入札に付する事項

以下の(1)ア、イ、ウ及びエそれぞれについて、競争入札に付し、単価契約を締結しようとするものである。

(1) 件名

ア 松ヶ崎浄水場 太陽光発電電力売却

イ 新山科浄水場 太陽光発電電力売却

ウ 鳥羽水環境保全センター 太陽光発電電力売却

エ 石田水環境保全センター 太陽光発電電力売却

(2) 契約内容

1(4)の対象施設の太陽光発電設備で発電した電力の売却を行うものである。詳細は、仕様書のとおり。

(3) 契約期間

ア、イ、ウ、エともに、平成28年4月1日午前0時から平成29年3月31日午後12時まで

(4) 対象施設

ア 松ヶ崎浄水場 大規模太陽光発電設備

(京都市左京区松ヶ崎西山 松ヶ崎浄水場配水池)

イ 新山科浄水場 大規模太陽光発電設備

(京都市山科区勸修寺丸山町1番地 新山科浄水場)

ウ 鳥羽水環境保全センター A系水処理施設上屋太陽光発電設備

(京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木1)

エ 石田水環境保全センター 水処理施設上屋太陽光発電設備

(京都市伏見区石田西ノ坪2)

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者で、かつ平成27年9月4日付け京都市上下水道局告示第37号に定める平成28年度から平成31年度までの資格の申請を行っていること（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で申請日の前日までに平成27年11月6日付け京都市上下水道局告示第48号に定める資格の申請を当局が受理し、資格を有する者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(4) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法

第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書については、次のとおり交付する。

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

電話 075-672-7728

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から平成28年2月18日（木）まで（京都市の休日を守る条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、(1)のホームページからもダウンロード可能とする。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を受けている者にあつては、それを証明する書類の写し。同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として経済産業大臣に届出を行っている者にあつては、同法施行規則第19条の2第1項に定める特定規模電気事業開始届出書の写し。

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

この公告の日から平成28年2月18日（木）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所

3(1)の場所

ウ 提出方法

郵便利用者は書留郵便とし、平成28年2月18日（木）午後5時までに、3(1)の場所に必着することが条件となる。

(3) 参加資格の確認の通知について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は平成28年2月19日（金）に確認結果を通知する。

なお、当該資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成28年2月22日（月）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成28年2月23日（火）までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、管理者は、(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くことになったとき。

エ その他管理者が特にこの入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

(6) 入札の辞退について

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後において、入札に参加できない事情が発生した場合等、入札書の提出前に限り、辞退の理由を記した入札辞退書を提出し、入札を辞退することができる。

5 仕様書に対する質問期限及び回答期日

(1) 仕様書に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載した書面（様式は任意とする。）を平成28年2月18日（木）までに、3(1)の場所へ提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

(2) 管理者は、5(1)による質問を受けたときは、平成28年2月22日（月）までに、3(1)のホームページ上にて回答するので、確認すること。

なお、(1)の質問期限後は、仕様書に対する質問は受け付けない。

6 予定価格

入札の前に予定価格の公表は行わない。

7 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

ア 松ヶ崎浄水場 太陽光発電電力売却

平成28年2月26日（金） 午後1時30分

イ 新山科浄水場 太陽光発電電力売却

平成28年2月26日（金） 午後2時00分

ウ 鳥羽水環境保全センター 太陽光発電電力売却

平成28年2月26日（金） 午後2時30分

エ 鳥羽水環境保全センター 太陽光発電電力売却

平成28年2月26日（金） 午前3時00分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)

の場所で閲覧に供する。

8 入札方法

- (1) 入札は、上記1(1)に掲げる需要施設ごとに行う。
- (2) 入札は、郵送によるものを除き、参加資格者が入札に出席して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとする。

なお、郵送で入札書を提出する場合は書留郵便とし、平成28年2月25日（木）午後5時までに、3(1)の場所に必着することが条件となる。

- (3) 参加資格者は、(1)により投函した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできないものとする。
- (4) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名捺印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とする。
- (5) 入札書に記入する金額は、1キロワットアワー当たりの単価とし、0.01円単位で記入することとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

9 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。当該入札者が2者以上あるときは、抽選によって落札者を決定する。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金免除
- (2) 契約単価に28年度年間予定送電電力量を乗じた金額の10パーセントを契約保証金として、落札決定後5営業日以内に局の指定する口座に納付すること。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

11 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資

格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

12 予算不成立の場合の無効

本件契約に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、本件契約のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を当局に請求することはできない。

13 登録業者の資格が認められなかった場合の契約不締結等

落札者が登録業者の場合、平成28年度の京都市一般競争入札有資格者名簿に登載されなかった(登録の申請が認められなかった)場合は、契約の締結を行わない。この場合において、本件調達のために行った準備行為に係る費用が既に発生していても、落札者はその費用を当局に請求することはできない。

14 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 契約書作成の要否 要

(上下水道局総務部用度課)